

ニュースレター

～インターネット適正広告推進事業活動報告～

埼玉消費者被害をなくす会では「インターネット適正広告推進事業」を埼玉県から受託し、2022年6月から2023年3月まで、【啓発事業】【監視事業】の2つを行いました。

啓発事業

一般県民向け講座

一般の県民の方を対象に、「賢く見よう！ネット広告」と題して、ネット通販利用時のトラブル事例や契約の基礎を学習する講座を開催しました。消費生活相談員の小島志津氏と摂田夕紀子氏を講師に迎え、オンラインを中心に3回として、2回目は川越会場も同時開催で、延べ67名が参加しました。



(受講者感想より)

- ・「とても詳しい解説でわかりやすかった」
- ・「なんとなく知っているだけだったアフィリエイト広告について説明があり、よかった」
- ・「広告は日々巧妙になっているので、その時々の手口を学ぶことが必要」
- ・「次々あふれる虚を衝くやり口に感心してしまう」
- ・「グループワークで意見を出し合い、そのような見方もあったかと感心した」
- ・「自ら講座等に参加できない多くの方々への情報提供等を行政にもお願いしたい」
- ・「広告に対して、厳しい眼を向ける習慣を持つよう気をつけたい」

高校生向け講座（狭山経済高等学校）

県立狭山経済高等学校の1,2年生を対象に、消費生活相談員の鎌田伊津子氏を講師に迎え、「ネット通販から学ぼう 契約と広告の基礎知識」と題した講義を実施しました。不当表示広告の注意点に加え、成人年齢引き下げに伴い未成年の消費者被害が増えていることを注意喚起し、「契約」についても学習しました。



監視事業

インターネット広告の監視は、6月から1月までテーマ（例：SNS・痩身用品・美容用品など）を決め、検索員4人で計4,054件の広告表示内容を確認しました。そのうち、景品表示法に違反するおそれのある表示を行っていた173事業者を埼玉県に報告しました。

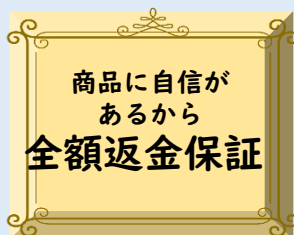
注意してほしい表示例

購入を急がせる表現

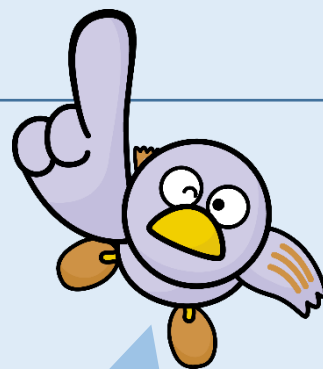


根拠が不明なNo.1表示

残り在庫が大変少なくなっております。お早めにお申し込みください。



返金保証は条件を確認



コンプレックス広告や、個人の投稿が広告なのかがわかりにくいステルスマーケティングも問題になっています。注意してね！

参考にしてほしいサイト

高齢者を守る お助けかわらばん No.1

インターネットでの偽通販サイトにご注意!!

- ① 極端に安いものは注意!
- ② 注文する前に販売サイトを隅々まで確認する。
- ③ 代金を支払ってしまうとお金を取り戻すことは困難。

消費者ホットライン TEL188

おかしな? 不安だな? と思ったら すぐに相談!!

今月の標榜 しっかりとチェックしないと偽サイト

発行所 埼玉県 埼玉消費生活センター TEL 048-830-2935 FAX 048-830-4750



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/otasukekawaraban.html>

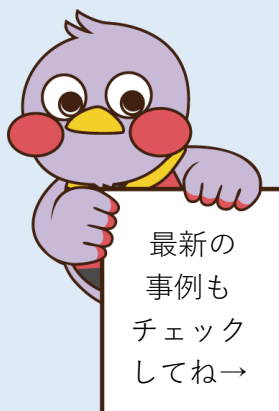
←埼玉県発行

高齢者を守る お助けかわらばん
バックナンバーもあります



<https://www.caa.go.jp/notice/enforcement/2022/>

消費者庁 法執行



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/keihouhou2.html>

埼玉県消費生活課
行政処分・指導